

## 会 則

### 第一条 【チーム名】

- 1、 当チームは向山ファイターズと称する。

### 第二条 【活動日・活動場所】

- 1、 活動日土・日・祝（低学年については自由参加）
- 2、 活動場所向山小学校・谷津南小学校・他

### 第三条 【組織・運営】

- 1、 当チームは習志野市又は他地区に在学・在住する小学生で結成する。
- 2、 当チームは指導部及び保護者役員で組織され運営を行う事とする。
  - (1) 指導部：代表・各チーム監督・相談役・事業部長・審判部長
  - (2) 保護者役員：マネージャー・副マネージャー・会計・書記・保険
- 3、 当チームの活動は指導者・保護者で選手を後援する。  
（チームより要請があった場合はそれに協力する）
- 4、 チーム構成は5・6年生（Aチーム）3・4年生（Bチーム）2年生以下（Cチーム）とする。（その年の学年部員数（会員数）によってはこの限りではない。）

### 第四条 【指導者・役員選出】

- 1、 代表は指導部内で協議を行い選出される。  
（任期は1年とし、再任を妨げない）
- 2、 監督、事業部長、審判部長、会計監査員は指導部で協議を行い選出される。  
（任期は1年とし、再選出を妨げない）
- 3、 指導部は12月の納会時に指導体制を公表する。
- 4、 保護者役員は12月の納会時に次年度マネージャー・会計・書記・保険担当を公表する。

### 第五条 【会計・部費（会費）等】

- 1、 会計年度は1月1日～12月31日とする。
- 2、 入会金は1,000円とし、スポーツ保険に充当する。
- 3、 部費（会費）は4～6年生2,000円/月1～3年生1,500円/月  
未就学児については部費（会費）を徴収しない。（保険代のみ徴収）
- 4、 部費（会費）の集金は2ヶ月分を奇数月で徴収する。

- 5、 兄弟3人で在籍している期間は、3人目の部費を免除とする。
- 6、 4年生の部費（会費）の改定は4学年への進級年の1月分からとする。
- 7、 6年生の部費（会費）の最終徴収は12月分迄とする。
- 8、 部費（会費）は大会参加費・遠征費・チーム共有道具購入等に利用する。

#### 第六条【保険】

- 1、 スポーツ保険料は学年問わず毎年徴収する。（保険担当が申請を行う）
- 2、 指導者及び保護者の保険加入者は代表が認めた者とする。
- 3、 指導者及び保護者の保険代は部費（会費）から捻出する。
- 4、 活動中に怪我をした際、スポーツ保険を適用する場合は保険担当へ連絡をし、各自にて手続きを行う。

#### 第七条【退部（退会）】

- 1、 退部（退会）・休部する際は、各所属監督へ申し出る事。
- 2、 休部期間は2ヶ月間又は3月31日迄とする。  
これを超えた場合は退部（退会）扱いとする。
- 3、 退部（退会）する場合、徴収した部費（会費）及び保険料は返納しない。
- 4、 退部（退会）する際、チームからの貸与品（ユニフォーム・ヘルメット・グラウンドコート）は綺麗に洗濯・掃除し速やかにチームへ返却する事。

#### 第八条【備品購入】

- 1、 チーム備品・用品購入にあたっては、所定申請書を使用し金額に応じ指導部又は関係者と協議し指導部・事業部・保護者役員のいずれかが購入する。（通常消耗品を除く）
- 2、 備品・用品購入要望については予め前年度に予算要求する事。（通常消耗品除く）

#### 第九条【移動手段・遠征費】

- 1、 当チームが主として活動する場所へは原則徒歩で通う事とする。  
但し以下のものについては自転車利用を認める。  
向山・谷津南・谷津小学校区外から通う全学年及び京成線以北から通う4年生以下。
- 2、 遠征等で選手の送迎及び道具の運搬にあたっては基本自家用車にて移動する。
- 3、 遠征交通費は策定した遠征規定の範囲内で活動費より支出する。

#### 第十条【会議】

- 1、 総会は毎年3月に指導部・保護者を招集し次の事項を決議する。  
（会計報告・予算計画・指導者公表・役員公表・年間予定報告・会則の改訂）

第十一条【付則】

- 1、この会則は昭和51年4月1日から実施する。
- 2、〔改訂〕平成30年7月第三条2、に(2)・第七条2、3、4、第八条2、第九条1、2、3、を追加
- 3、〔改訂〕平成30年7月第五条6・7を変更。
- 4、〔改訂〕2022年12月  
第3条2(1)を変更。  
第3条2(2)を削除し(3)を(2)に変更。  
第4条1及び2を変更。  
第9条3を変更。